

ACTIAN CORPORATION

Actian ZEN – PSQL v13 Community Edition 使用許諾契約書

改訂: 2018年10月

本ソフトウェアをダウンロード又はインストールする前に、この契約書をよくお読みください。

この顧客に対するライセンス及びサポート サービスに関する契約（以下、「本契約」）は、本ソフトウェアをダウンロード又はインストールするエンド ユーザー（以下、「お客様」）と、本社を 2300 Geng Road, Suite 150, Palo Alto, CA 94303 に置く Actian Corporation（以下、「Actian」）との間の法的契約書です。お客様が会社その他の法人を代表して本契約を締結する場合は、お客様は、お客様自身が当該会社又は法人の従業員又は代理人であること、及び本契約を締結し、お客様の会社又は法人を法的に拘束する権限を有することを表明します。本契約において、「お客様」とは、お客様、及び本契約に基づいてお客様が法的拘束力を適用したお客様の会社又は法人のすべてを含みます。本ソフトウェアをダウンロード、インストール若しくは使用するか、又は下にある[使用許諾契約の条項に同意します]ボタンをクリックする（若しくは、これに代えて「Y 又は N」の応答を求められる場合は、「Y」か「YES」を入力する）ことにより、お客様は、本契約に拘束されることに同意することになります。お客様が本契約の条件に同意しない場合は、お客様は、下にある[同意しない]又は[使用許諾契約の条項に同意しません]ボタンをクリック（若しくは、これに代えて「Y 又は N」の応答を求められる場合は、「N」か「NO」を入力）する必要があり、本ソフトウェアをダウンロード、インストール又は使用することはできません。「発効日」は、お客様が下にある「同意します」ボタンをクリックした日とみなされます。

1. 定義

1.1 「通信ネットワーク」とは、多数の独立した「装置」の相互通信を可能にするデータ通信システムを指し、そのインターナル ブリッジ及びそれに物理的に接続したワークステーションを含みます。

1.2 「同時ユーザー」とは、ソフトウェアにアクセスして使用することをお客様により許可されたエンド ユーザー、又はソフトウェアにアクセスして使用できるようにお客様が設定した、人間が操作しない装置をいいます。

1.3 「装置」とは、単一の計算システムをいい、仮想（又はその他のエミュレーション）デバイスも含まれますが、これに限定されません。

1.4 「ドキュメント」とは、ソフトウェア製品と共に Actian が提供するユーザー用ドキュメントをいいます。

1.5 「インターネット」とは、情報の伝達のために公衆回線を通じてアクセス可能なコンピュータ通信のネットワークをいいます。

1.6 「イントラネット」とは、お客様の社内、子会社又は遠隔の事務所において情報を伝達するために

私設回線を通じてアクセス可能な通信ネットワークをいいますが、インターネットへの接続は含まれません。

1.7 「本製品」とは、ソフトウェア及び機械読取可能なオブジェクト コード、ならびにドキュメント及びそれらのアップデートをいいます。

1.8 「サーバー」とは、スタンドアロンの計算システム又は通信ネットワーク経由でリモート操作できるシステムとして、ソフトウェアを実行させる単独の計算システムをいいます。これには、プライマリ ネットワーク サーバー、フェイルオーバー サーバー、仮想（又はその他のエミュレーション）サーバーが含まれますが、これらに限定されません。

1.9 「ソフトウェア製品」とは、Actian が本契約に言及する商業的に入手可能な財産的価値のあるオブジェクトコード ソフトウェア製品の全部又は一部であり、契約期間中に Actian の裁量でお客様に提供されるアップデート製品を含みます。「ソフトウェア製品」には、ソースコードは一切含まれません。

1.10 「サポート サービス」とは、ソフトウェアのサポート サービスをいいます。

1.11 「アップデート」とは、Actian の裁量でお客様に提供される、ソフトウェアに対する修正プログラム、更新プログラム、又は拡張機能をいいます。

1.12 「ユーザー数」とは、Actian ZEN Community Edition に同時にアクセスして使用することを許可された、同時ユーザーの数をいいます。本契約に基づいて使用を許諾された同時ユーザー数にかかわらず、サーバーにアクセスできる同時ユーザー数は、オペレーティング システムで制限されている最大同時接続数を限度とします。

1.13 「Actian Zen Community Edition」とは Actian Zen Community Edition と記載され、Actian からダウンロードすることによって、あるいは別の方法で、後述の第2条に記載の通り内部のテスト又は開発の目的で入手したソフトウェア製品(適用されるすべてのアップデートを含む)をいいます。Zen Server とは、Linux プラットフォーム上で運用され、かつ、ユーザー数を 1 つに限定する Actian Zen Community Edition ソフトウェアをいいます。Zen IoT サーバーとは、Windows 及び Raspbian プラットフォーム上で運用され、かつ、ユーザー数を 5 つに限定する Actian Zen Community Edition ソフトウェアをいいます。Zen Core とは、Android 及び iOS プラットフォーム上で運用される Actian Zen Community Edition ソフトウェアをいいます。

2. ライセンス

2.1 Actian Zen Community Edition のライセンスの許諾。お客様が Actian Zen Community Edition ソフトウェアを適切に受領した場合、Actian は、お客様による本契約の各条件の遵守を前提として、Actian は、非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可かつ取り消し可能な

権利で、かつ、内部のテスト又は開発の目的に限定した権利をお客様に許諾します。

3. 本製品の所有権

本契約に基づいて提供される本製品のコピーは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。また、本製品（ソフトウェア及びドキュメントを含みます）の知的財産権及び権原はすべて、Actian 及び Actian のサプライヤーに帰属し続け、その権益及び所有権はお客様に譲渡されません。共同又は単独のいずれによるかを問わず、著作権が適用される創作物を作成する権利は許諾されず、黙示の許諾もされません。これには、本製品を修正（エラーの修正を目的とするものも含まれます）、改作、若しくは翻案した創作物、又はそれらから二次創作物、コンパイル、若しくは集合創作物を作成することが含まれます。お客様は、本製品に組み込まれたユーザーの制限若しくはその他ライセンス、タイミング、又は使用制限を妨げることを試みてはなりません。本製品と共に提供されるソフトウェア コードの品目の中には、本製品と共に提供される「オープン ソース」ライセンスが適用されるものがあります（以下、「サード パーティー コード」）。サード パーティー コードには、本契約の第 6 条及び第 7 条を除いて、本契約の条件は適用されません。本契約のいずれの規定も、サード パーティー コードに適用されるライセンスの条件に基づく顧客の権利（これには、該当するライセンスに基づいてサード パーティー コードをコピー、修正又は頒布する権利が含まれます）を制限せず、またかかる条件に優先する顧客の権利を許諾することはありません。本製品には、タイムアウト デバイス、カウンター デバイス、及び/又は特定のライセンスの制限の超過が生じないようにするためのその他デバイスが含まれる場合があることを、ここにお客様に通知します。お客様は、サーバー ソフトウェア又はドキュメントに表示された Actian 及びそのライセンサーの著作権、商標、及びその他の所有権に関する通知を削除すること、又はいかなる方法でも変更する若しくは隠すことをしてはなりません。お客様には、Actian 及びそのライセンサーの商標、サービスマーク、商号を登録する、又は登録を求める権利はありません。また、お客様には、ソフトウェア又はドキュメントにいかなる他の通知やマークを追加する権利もありません。

4. 制限

4.1 賃貸禁止、商用ホスティング禁止、その他の制限。お客様はソフトウェア製品又はドキュメント若しくはそれらの一部の使用、賃貸、リース、サブライセンスの提供、配布、譲渡、複写、複製、展示、修正、派生物の創作、共同使用又は処分を行わないものとします。

4.2 以下を目的としてソフトウェアを使用することはできません。(1) 第三者にソフトウェアへのアクセス若しくはその使用を許可すること、又は第三者に利益を与えるために何らかの方法でソフトウェアを使用する、ソフトウェアにアクセスする、若しくはアクセスさせること。これにはサービス ビューロー、SaaS、ASP 又はその他類似したホスト環境でソフトウェアを稼動することを含みますが、これに限定されません。(2) マルチプレクシング用（ハードウェア又はソフトウェアを、接続の保持のため、情報のルートのため、及びデバイス、サーバー、直接ソフトウェアを使うユーザー又はソフトウェアが直接管理するデバイス、サーバー又はユーザーを減らすために使うこと（時としてこれを「プーリング」といいます）、又は、(3) ホスティング又はアプリケーション サービス プロバイダー (ASP) のサービス、サービス

型ソフトウェア、サービス ビューロー、マーケティング、トレーニング、アウトソーシング サービス若しくはコンサルティング サービス、又は、Actian Zen Community Edition に関連するその他商用サービスを提供する若しくは運営するためにソフトウェアを使用すること。

お客様が購入した本製品が、その注文書又は本製品と共に提供されるその他の文書に本製品が日本語版製品であることが示されているものである場合は、次のライセンスの制限が適用されます。お客様は、本製品を日本語のオペレーティング システム プラットフォームでのみ使用することができます。また、オペレーティング システムに日本語版が無い場合は、すべての言語設定を日本語に適したものに設定しなければなりません。

4.3 ソフトウェア製品の保護。 お客様は、ソフトウェア製品及びドキュメントを不正な複製又は使用から保護するためにあらゆる妥当な措置をとるものとします。ソフトウェアのソース コードは、Actian 及び Actian のライセンサーの企業機密を表現及び包含しています。ソース コードとこれに包含された企業機密は、お客様に使用許諾されるものではなく、それらを改変、追記又は削除することは固く禁じられています。お客様は、ソフトウェアの逆アセンブル、逆コンパイル、又はその他の方法でリバース エンジニアリングしないものとします。ただし、この制限にかかわらずかかる行為が適用法により明示的に許可されている場合は、この限りではありません。お客様は、ソフトウェアの内部のコンポーネントを使用してソフトウェアを開発することはできません。

5. サポートの無提供

本ソフトウェアに関する Actian からのサポートサービスはありません。

6. 無保証

法律で認められる最大限まで、本製品及び本サービスは「現状有姿」で提供され、Actian 及び Actian のサプライヤーは、明示か黙示か法令によるかにかかわらず、(I) 商品性若しくは適合性、(II) 特定目的の適合性、又は (III) 第三者の権利の非侵害の黙示の保証を含む（これらに限定されません）、その他のあらゆる保証及び条件を否認します。Actian は、ライセンサーとして適用法に認められる保証を免責の範囲において、いかなるソフトウェア製品もエラーがないこと、中断なく稼働すること、ソフトウェア製品がお客様の希望条件を満たすことを保証しません。当該保証の範囲及び期間についても、当該法律の要請の範囲内とします。

7. 責任の限定

適用法により認められる最大限まで、いかなる場合も、Actian 又は Actian のサプライヤーは、お客様又は第三者に対して、責任の法理にかかわらず（過失を含みます）、逸失利益若しくは逸失収益、データの喪失若しくは不正確性、代替品の費用を含め（これらに限定されません）、本契約に起因若しくは関連する間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、又は懲罰的損害については、Actian がかかる損害の可能性について知らされていた場合においても、一切責任を負いません。Actian 及

び Actian のサプライヤーがお客様又は第三者に対して負う損害賠償総額は、事由を問わず、請求が提起された日から遡る 12 カ月間に本契約に基づいてお客様から Actian に支払われた合計料金を超えないものとします。いかなる場合も、お客様は、(i) 当該請求の原因となった状況を認識した時点、又は (ii) 本契約の解約の発効日から 2 年を経過後は、本契約に基づきいかなる請求も提起しないものとします。救済がその本質的な目的を達成できない場合であっても、本条の制限は適用されるものとします。本契約のいかなる規定も、当該当事者の過失、不作為又は意図的不履行に起因する死亡又は人身傷害に対する各当事者の責任を排除せず、制限しないものとします。

8. 契約期間及び契約終了。 本契約は、お客様がソフトウェアをダウンロード又はインストールした日に発効し、終了するまで有効に存続します。お客様は、ドキュメント、クライアント ソフトウェア及びソフトウェアをそのすべての複製及び改作物とともに破棄することにより、本契約をいつでも終了することができます。お客様が本契約のいずれかの条項の遵守を怠った場合、Actian から通知されることなく、本契約は直ちに終了するものとします。お客様も Actian も、もし、プログラム マテリアルが何らかの知的財産権を侵害し又は不適切に使用されたという請求を受け、又は受ける可能性が高いとの自己の意見を持つに至った場合は、本契約を直ちに終了できます。Actian により本契約が終了となった場合、お客様は、ソフトウェアをメディアにて入手された場合はそのメディアを返却し、その他すべてのソフトウェア及びドキュメントの複製を破棄し、また求めに応じて、かかる破棄が行われたことを Actian に対して証明するものとします。本契約の第 1 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、ならびに第 10 条の条件は、本契約の終了後も引き続き効力を有するものとします。

9. JAVA RUNTIME ENVIRONMENT

インストールのオプションによっては、サーバー ソフトウェアには Oracle Corporation (以下、「オラクル」) の JAVA SE RUNTIME ENVIRONMENT (JRE) 7 が含まれることがあります。JAVA SE RUNTIME ENVIRONMENT (JRE) バージョン 7 には、オラクルのバイナリコード ライセンス契約書が適用されます。本契約書に同意することにより、お客様はオラクルによる JAVA SE RUNTIME ENVIRONMENT (JRE) VERSION 7 及び JAVAFX RUNTIME のバイナリコード ライセンス契約書及び補足ライセンス条項の条件にも同意したものとします。この契約書はサーバー ソフトウェアの“about box,” notice.txt ファイル若しくは同様のファイル、あるいは同梱のドキュメントに記載されています。

10. 一般条項

10.1 秘密情報。 秘密情報を受領する各当事者 (以下、「受領者」) は、相手方当事者 (以下、「開示者」) のすべての秘密情報を機密に保持し、その従業員、代理人、及び請負業者にも機密に保持するように要求するものとします。「秘密情報」とは以下を意味します。(i) Actian については、Actian の見積りに含まれたすべての金銭的条件、ならびに本製品及び本製品のベンチマーク又は同様のテスト (Actian、お客様、又は第三者のいずれが実施したかを問わず) の結果。ならびに (ii) 各当事者については、開示者が目立つように「秘密」又は「専有」の印を付けた、書面又はその他有形の形式によるあらゆる情報、又はかかる印がない場合は、開示される情報の性質により秘密であると合理的にみ

なされるべき情報。受領者は、開示者の秘密情報を、受領者が受領者自身の同様に重要な秘密情報を保護する方法と同じ（ただし、いかなる場合も相応の注意を下回らない）方法で保護するものとします。秘密情報は、開示者の独占的な財産であり続けるものとし、本契約に基づいて許可される場合を除いて、第三者に開示したり（当該秘密情報を知る必要があり、本契約に準拠した方法で当該秘密情報の機密を守る旨の、受領者との間の書面契約に拘束される従業員、弁護士、コンサルタント、及び子会社に対する場合のみを除きます）、使用したりしてはなりません。秘密情報には、以下に該当する情報は含まれないものとします。(i) 受領者の開示者に対する義務の違反なしに、公知であるか、公知となった情報。(ii) 守秘義務に違反することなく、開示者以外の情報源から正当に受領者に開示された情報。又は (iii) 開示者の秘密情報を入手することなく、受領者が単独で開発した情報。前記にかかわらず、Actian は、お客様が Actian の顧客であることを開示することができます。さらに、いずれの当事者も、適用法又は裁判所の命令に従って、情報を開示することができます。ただし、開示者にはその旨の通知が合理的に速やかになされ、受領者がかかる開示を防止又は制限するために協力と支援を提供することを条件とします。本契約に定める秘密情報に関する義務は、本契約の終了日から3年間、引き続き完全な効力を有するものとします。

10.2 両当事者の関係。本契約は、パートナーシップ、フランチャイズ、ジョイントベンチャー、信託、代理又は従業員の関係を生じさせることを意図しておらず、かかる関係は生じないものとします。いずれの当事者も、独立した契約当事者の関係以外の関係を明示又は黙示するような形で行動することも、相手方当事者を拘束することもできません。

10.3 準拠法及び裁判地。本契約に関連する訴訟はすべて、カリフォルニア州の法律及び適用される米国連邦法に準拠するものとし、管轄の法令の選択は適用されないものとします。両当事者は、国際物品売買契約に関する国連条約は本契約に適用されないことに合意します。本契約に起因、若しくは関連して生じるすべての係争は、カリフォルニア州北部地区に所在する連邦裁判所、又はカリフォルニア州サンタクララ郡に所在する州裁判所を専属的管轄裁判所とし、両当事者は、かかる裁判所の専属的管轄権に服することに同意します。前記にかかわらず、両当事者は、管轄権を有するいかなる裁判所においても当該管轄裁判所によってなされたいかなる判決も実施することができるものとします。また、Actian はその知的財産権を保護するために管轄裁判所において差止め命令又はその他の公平な救済を要求することができるものとします。

10.4 譲渡。お客様は、本契約、本契約に基づく権利義務、及び本契約に基づいて使用許諾される本製品のいずれも、事前に Actian の書面による同意を得ることなく譲渡することはできません。前記に違反して意図されたいかなる譲渡（第三者による合併、買収、経営支配権の変更、若しくはお客様の資産の50%以上の取得を含みます）も無効とします。お客様が責任制現会社の場合は、本契約を会社内の別の部署へ責任を移管する場合にも、Actian からの事前の書面による承認が必要となり、これがない譲渡は無効とします。前記を条件として、本契約の規定は、両当事者、ならびに両当事者の許可された継承人及び譲受人を拘束し、それらの者の利益のために効力を生じます。

10.5 可分性。本契約のいずれかの規定が違法、無効、又は強制力なしと判示された場合は、当該規定は強制可能な範囲に制限されるか、又はその他の方法で分離され、残りの規定の有効性及び強

制力には影響を及ぼさないものとします。

10.6 監査。 本契約の期間中、及び終了又は満了後 2 年が経過するまで引き続き、お客様は、お客様による本製品の使用に関する完全かつ正確な記録を保持するものとします。

i) 自己監査。 お客様による本製品の使用及び本契約の遵守の管理を可能とするために、お客様は、Actian の 10 営業日前の書面通知により、Actian が提供する自己監査フォームに基づいて、自己監査を実施することに同意します。お客様の自己監査フォームにより、お客様の有効な注文書又はライセンスを超過してお客様がそれまでに Actian の製品を使用したか、又は現在使用していることが判明した場合、お客様は、自己監査フォームを Actian に返却する際に、同時に未払いの金額を Actian に支払わなければなりません。お客様の自己監査フォームの提出が遅延した場合、Actian は、自己監査フォームを受領するまで、注文の受諾を延期し、及び/又はサポート サービスを停止することができます。また Actian は、以下に定める正式監査を開始することができます。

ii) 正式監査。 Actian 又は Actian が指名する代理人は、お客様に対する 5 営業日前の書面通知により、本製品を使用しているお客様の施設を現地調査し、お客様による本製品の使用及び本契約の遵守を確認する目的で、記録の監査を実施することができます。Actian は、前回の監査で不一致が判明した場合を除いて、12 カ月に 1 回のみ、正式監査を実施することができます。Actian による監査は、Actian が単独で費用を負担して実施されるものとします。ただし、Actian の監査により、監査の対象期間中に、お客様が支払った金額の不足分が支払義務を負う金額の 5% を超えることが判明した場合は、お客様が Actian の監査の合理的な費用を負担するものとします。支払金額が不足していた場合は、お客様は、本契約の条件に従って、支払期日を経過したすべての料金を直ちに支払うものとします。本項は、本契約の終了後 2 年間、有効に存続します。

10.7 本製品の輸出。 本製品又はサービスを、直接又は間接的に、手段を問わず（電子的転送を含みます）輸出又は再輸出する個人又は法人は、米国輸出管理規則及び輸出元の国の法律に従ってこれを行う全面的な責任を負うものとし、お客様は、かかるすべての法律及び規則を厳格に遵守することに同意します。Actian は、お客様が必要な輸出許可を取得できなかったとしても、その責任を一切負いません。とりわけ、本製品又はサービスは、輸出が禁止されているか、又はその他の制限が課されている国又はエンドユーザーに対して輸出することはできません。本項は、本契約の満了又は早期の終了にかかわらず、有効に存続するものとします。

10.8 不可抗力。 本契約に基づく期日までに料金を支払う義務を除いて、いずれの当事者も、その合理的な支配を超える事由（以下、「不可抗力」）による、自身の義務の履行遅延又は不履行を理由として、本契約に違反したものとみなされません。ただし、いずれの当事者も、不可抗力の状態について妥当な範囲で速やかに相手方当事者に通知し、合理的な努力を尽くして遅延又は不履行を最小限に抑えるものとします。

10.9 通知。 本契約に基づく通知はすべて、手渡し、宅配便、配達記録郵便、料金前払い郵便、配達証明付き郵便によりなされるものとします。宛先は、注文書に定める各当事者の住所、又はお客様

宛の場合はお客様の本社宛に、Actian 宛の場合は Actian Corporation: Legal Department, 2300 Geng Rd., Suite 150, Palo Alto, CA 94303 宛とします。通知は、実際に送達された時点で効力を生じるものとみなされます。いずれの当事者も、本項に従って書面で通知することにより、本契約についての自身の住所を変更することができます。

10.10 マーケティング。両当事者は、Actian が、発効日から 30 日以内に、両当事者の関係を記載したプレス発表を行うことができることに合意します。お客様は、Actian が、本契約に従って提供される本製品及び/又は実施される関連サポート サービスに関連して、Actian の宣伝広告、販売促進活動、プレス リリース、公的な届出書類、Web サイトの利用、及びその他広告において、お客様を参照及び特定し、また、かかる使用の際にお客様の名称、マーク又はロゴを修正しない限り、お客様のロゴを使用することを認めることに同意します。お客様は、Actian にとっての「照会先アカウント」となることに同意します。お客様が「照会先アカウント」の役割を果たすことに同意した場合、Actian は、お客様と Actian の関係 (Actian の照会先となること) をよく知るお客様の幹部に、他の顧客、見込み客、報道関係者、アナリストなどからの問い合わせを差し向けることが認められるものとします。

10.11 米国政府機関のエンド ユーザー。本ソフトウェアは、48 C.F.R. 2.101 に用語が定義されている「商用品」であり、それは 48 C.F.R. 12.212 にいう「商用コンピュータ ソフトウェア」及び「商用コンピュータ ソフトウェア ドキュメント」から成っています。48 C.F.R. 12.212 及び 48 C.F.R. 227.7202-1 ないし 227.7202-4 に従い、米国政府のすべての最終利用者は、本契約に定める権利のみが付属した本ソフトウェアを取得します。提供される技術データが上記の規定の対象に含まれない場合は、48 C.F.R. 252.227.7015(a) に従い「技術データ - 商用品」とみなされます。かかる技術データの使用、修正、複製、リリース、実行、表示又は開示には、48 C.F.R. 252.227.7015(b) の条件が適用されます。

10.12 危険性の高い業務。本製品は障害を許容するものではなく、原子力施設、航空機の航行・通信システム、航空管制、直接的生命維持装置又は兵器システムの操作など、本製品の故障が死亡、負傷、又は重大な物理的若しくは環境的な損害を直接引き起こすような、フェイルセーフのパフォーマンスが求められる危険な環境 (以下、「危険性の高い業務」) において、オンライン制御装置として使用又は再販されるために設計、製造又は意図されているものではありません。Actian 及びそのサプライヤーは、危険性の高い業務への適合性についての明示又は黙示の保証を明確に否定します。

10.13 サード パーティーの権利。本契約のその他の規定にかかわらず、本契約のいずれの規定も、本契約の当事者ではない人を利する権利又はその他の利益を創出するものでも付与するものでもありません。

10.14 差し止めによる救済。お客様は、本製品には Actian 及び Actian のライセンシーの価値ある企業機密及び専有情報が含まれていること、ならびに本製品又は Actian 若しくは Actian のライセンシーの秘密情報を、実際に開示する、若しくは開示の恐れがあること、又はそれらを不正に使用若しくは配布することは、Actian に対する即時かつ回復不能の損害に該当し、これについては金銭的な損害賠償は十分な救済とはならず、Actian は、実際の金銭的損害額を示すことなく、即時の差し

止めによる救済の権利を得ることを了承するものとします。

10.15 オペレーティング システム。 お客様は、本ソフトウェアと共に使用するオペレーティング システム又はその他のソフトウェアに適用されるライセンス契約について、お客様の責任において完全に遵守するものとします。

10.16 本契約の支配言語は英語とします。

10.17 統合及び修正。 本契約は、両当事者間の完全なる合意を構成し、口頭によるか書面によるかを問わず、本契約の主題に関する、以前の条件、合意、意思疎通、又は表明に取って代わります。いずれの当事者も、本契約を締結するに当たって、相手方当事者の従業員又は代理人の発言又は表明に依拠していません。お客様の文書に追加条件又は異なる条件（購入注文に含まれた条件を含みます）があった場合、それらの追加条件又は異なる条件は適用されず、本契約書の内容の重大な変更とみなされ、これに対する異議及び拒絶が通知されます。本契約において許可される場合を除いて、各当事者の正当な授権代表者が署名した書面によらない限り、本契約を修正することはできず、またいかなる条件も放棄することはできません。本契約のいずれかの規定の違反について権利を放棄したとしても、本契約の同一又はその他規定の、従前、同時、又は以降の違反について権利を放棄したことにはなりません。見出しは便宜目的のみのものであり、本契約のいかなる規定の解釈にも影響を及ぼさないものとします。